

秋田市医療的ケア児支援協議会設置要綱

令和4年3月28日
福祉保健部長決裁

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に基づき、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育に係る関係機関等の連携を図り、地域の課題等を共有化するため、秋田市医療的ケア児支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療的ケア児の現状把握に関すること。
- (2) 医療的ケア児の支援に係る課題の抽出、施策に関すること。
- (3) 医療的ケア児の支援に係る関係機関との連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、医療的ケア児の支援に関し必要と認められること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、保健、医療、福祉および教育に係る関係機関に属する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で報償金を支払うことができる。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。